この特許の使用料をいくらにするか（家庭用浄水器メーカーに使わせる場合）

株式会社ハルミズ様　ご相談の対象：フィルターの交換時期を知らせる電池なしのカウンター（貴社が持っている特許）
貴社の状況：創業6年目です。携帯用浄水ボトルを発売して4年、年商は1.2億円で、特許・意匠・商標を1件ずつ持っています。家庭用浄水器のメーカーから、このカウンターの仕組みを自社の製品に使わせてほしいと言われています。
2026年9月5日にいただいたご相談について、調べた結果と当所の結論をまとめました（2026年9月23日時点）。

※本資料は月額サービス「特許マンの知財担当」の見本です（株式会社ハルミズと製品・貴社が持つ権利は架空／他社の特許・商標・意匠と料率の判決は実在）。ほかの見本と同じ会社が、権利を持ったあとの場面です。

目安は、特許を使った部分の売上の2〜5%

期限　2026年10月2日までに、貴社は相手に条件を返すことになっています。

判断　下の「3」の材料をもとに、どこまで許すか（用途・地域・期間・改良の扱い）と、相手を1社に絞るかどうかをご検討ください。

1. 相場と権利の状態を、どこで確かめたか

調べた範囲 使用料の割合は、経済産業省が2025年に公表した調査（特許の使用料についての回答452件）と、裁判で認められた例（特許・機械の分野の36件）で調べました。特許庁の記録では、権利は生きています。借金の担保に入れた登録や、1社だけに独占して使わせる登録があるかは、今回の確認に含めていません。同じ機能を持つ市販品4件も見ました。

2. 裁判で認められた使用料の割合の例

事件番号	事件（何の権利か）	裁判所（判決の年）	認められた使用料の割合
令和2年(ネ)第10024号	特許権（椅子式マッサージ機）	知的財産高等裁判所（2022年）	消費者向けの機械での例です。売上の1.0%と認められました。
平成17年(ワ)第15327号	特許権（レンズ付きフィルムユニット）	東京地方裁判所（2007年）	使い切り型の日用品での例です。売上の5.0%と認められました。今回の36件の真ん中（4.5%）に近い水準です。
令和5年(ネ)第10052号	特許権（SDダイサー）	知的財産高等裁判所（2024年）	高い方の例です。売上の15.0%と認められました。特許を持つ会社と、訴えられた会社が競い合う関係にあったことなどが考慮されました。

3. 条件を決めるための材料（相場・受け取り方・割合の水準）

いくらが相場か

売上の3%が真ん中で、半分以上が2〜5%に入ります。

経済産業省が2025年に公表した調査で、企業や大学などが使わせる側の立場から答えた使用料の割合です（回答452件）。この調査の回答は、相手を1社に絞らない形で、特許を使った一番小さな販売単位の正味の売上（値引きや返品を差し引いた売上）に掛けることを前提にしています。浄水器全体の売上に掛けるなら、割合は下げて考えるのが普通です。裁判で認められた使用料の割合（特許・機械の分野の36件）は、真ん中が4.5%で、この調査より高めです。裁判の割合は、特許を無断で使った会社が払う賠償を決めるためのもので、話し合いで決める使用料より高く定められることがあるため、参考として示しています。

使用料はどう受け取るか

売上に応じて受け取る形に、契約時の一時金と、売れなくても入る最低保証を組み合わせられます。

売上に応じた使用料だけだと、相手が売らなければ収入はゼロになります。相手を1社に絞るなら、ほかの会社から使用料を受け取れなくなるので、割合を上の調査（1社に絞らない前提）より高めに求め、売れなくても毎年入る最低保証を入れておくことをお勧めします。あわせて、使用料が最低保証に届かなかったときは1社に絞る約束を外せるようにし、絞るのは家庭用浄水器の用途だけにして、貴社自身が使う分を残しておくことをお勧めします（絞り方によっては、貴社自身もこの仕組みを使えなくなるためです）。一時金は、契約した時点で額が確定します。組み合わせ方は、相手に返す条件の案（条件表）に選べる形で並べ、9月24日にお渡しします。

貴社の場合、使用料の割合は高めか低めか

貴社が高めを求める材料と、相手が低めを求める材料の両方があります。

割合は、代わりの品があるかどうかや、その仕組みが製品の売れ行きにどれだけ効くかで変わります。電池なしで動く仕組みは、見た市販品には見当たりませんでした。ここは貴社が高めを求める材料です。一方、交換時期を知らせる働きは電池式の市販品にもあり、浄水器の本来の働き（水をきれいにすること）に付いた機能なので、相手が低めを求める材料になります。上の「2」の1.0%の例は、特許の効果がマッサージそのものではなく、それに付随するものだったことなどから、低く認められた例です。どこまで許すかが決まるまでは帯でお示しします。

4. すること

当所がすること

9月24日までに 条件表をお渡しします。用途・地域・期間・改良の扱いと、1社だけにするかどうかを入れます。

見直し 特許の権利範囲が変わったときは、ご希望があれば、この書面を作り直してお渡しします。

貴社がすること

9月30日までに 条件表をご覧のうえ、相手に伝える条件をお決めください（最初に伝えた条件が交渉の出発点になり、あとから上げにくくなります）。

10月2日までに 決めた条件を相手にお伝えください。

Q. 相手が売れなかったら収入はゼロですか

売上に対する使用料だけだとゼロになります。最低額を決めるか、初回に一時金を受け取る形にできます。

＜この書面の前提と、言えないこと＞

前提　**この書面は、事実関係が貴社のご説明のとおりであることを前提にしています。**この前提と違うところがあれば、お知らせください。結論が変わることがあります。

調査記録　調べた条件・件数・原文は、別紙「調査記録」でお渡しします（お手元のAIで中身を確かめられるデータも添えます）。

見ていないもの　今回していないこと：個々の契約で決まった使用料の割合（公表される制度が無く、外から数えられません）。貴社の特許は日本の権利です。相手が日本で作る・売る分と、日本へ輸入する分・日本から輸出する分は使用料の対象にできますが、相手が外国で作って外国で売る分には及びません。

言えないこと　**この割合で合意できることを保証するものではありません。**許諾契約書の作成・交渉の代理は別途お見積りいたします。

知育特許事務所　弁理士　米田　恵太　／　日本弁理士会登録番号第16197号